

第4回 川俣町中心市街地活性化基本計画策定委員会

日時：平成25年10月31日（木）

午後1時30分～

場所：中央公民館 仮設第2研修室

次第

1 開会

2 委嘱状交付

3 町長挨拶

4 議事

(1) 協議

協議事項1 中心市街地活性化基本計画骨子案について

(2) その他

5 その他

6 閉会

川俣町中心市街地活性化基本計画策定

第4回委員会資料

平成25年10月

川 俣 町

【中心市街地の基本コンセプト(案)】

～ 人々の交流で紡ぐ 元気・賑わいのあふれるまち(案) ～

本町の中心市街地は、丘陵地帯の限られた平地に形成されており、人口や都市基盤、都市機能が集約し、人々が住み・交流する場として発展した経緯を持ちます。

そのため中心市街地は、歩いて暮らせる範囲に居住・商業・公共公益の各機能が集積しています。特に商業機能については、中丁～鉄炮町交差点間に地域密着型の商店街が集積し、中心市街地の主要な交流・賑わいを生んでいました。

近年は、購買活動の広域化・多様化が進み、町民の購買活動の中心は「道の駅」周辺の商業施設に移りつつあります。また、「魅力ある店舗が少ない」等の理由から商店街利用者の減少や空き店舗の増加が生じるなど、中心市街地の主要な機能であった商業機能の低下が見られ、中心市街地で人々が集まり、活動する機会が減少してきています。

しかし、中心市街地の商業機能は、高齢者や中心市街地居住者の生活を支える重要な役割を担い続けており、多くの町民が中心市街地に商業施設が必要であると考えています。

さらに、中心市街地での居住者の減少や高齢者一人暮らし世帯の増加など、少子高齢・人口減少に歯止めがかからず、地域コミュニティが弱体化してきています。

以上のことから、これら中心市街地の抱える諸課題を解決し、「道の駅」周辺地域と連携を図りながら、人々が行き交う舞台として「元気・賑わい」を取り戻すため、町や商工会・商店会等の住民組織が一体となって「様々な交流が行われる場」「住み良い環境を提供する場」を作りだしていきます。

【中心市街地の基本方針(案)】

基本方針①: 町内外の様々な人が集い、気軽に楽しく交流が行われる場を作ります!(案)

中丁～鉄炮町交差点間に子育て支援機能や高齢者福祉機能、交流機能等を新たに導入することで、子どもから高齢者まで誰もが気軽に立ち寄り、多世代が遊び・語り合うことができる交流の場を作ります。

商業面では、「道の駅」周辺地区との連携を図りながら、地域生活を支える重要な商業機能を維持するため、商店街の活性化を支援します。

また、新たに公共交通ネットワークを配置するほか、中心商店街を中心とした歩行ネットワークを配置することで、中心市街地内の主要な機能や「道の駅」周辺地区と連携し、移動しやすい・歩きやすい環境を作ります。

これらの取組みと合わせ、商工会や自治会等の住民組織が主体となった活動により、中心市街地における様々な交流を生み、人々の活動の舞台を再生します。

基本方針②: ライフスタイルにあった、人にやさしく・便利で住みやすいと感じる場を作ります!(案)

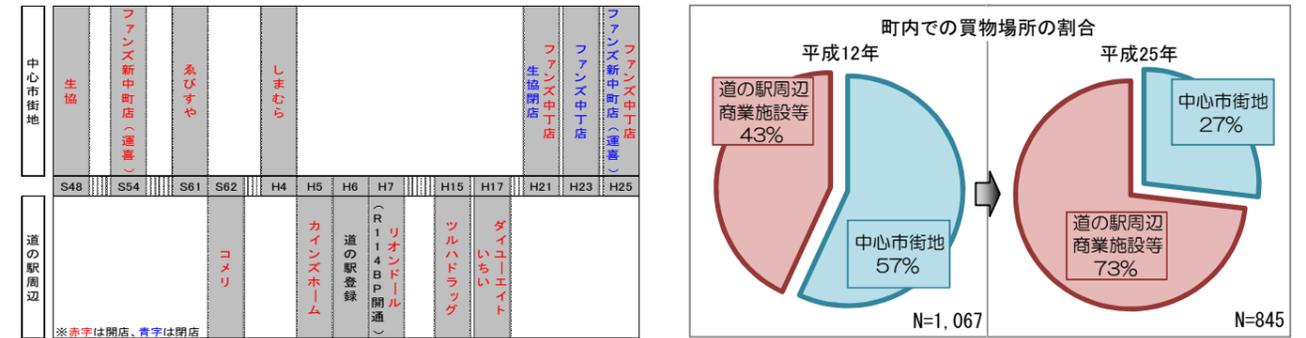
集約された都市基盤、都市機能を活かしつつ、官・民が協働し、新たな居住者の受け皿となる宅地等の供給を促進します。

また、新たに公共交通ネットワークを配置するほか、中心商店街を中心とした歩行ネットワークを配置することで、利便性の高い生活環境を作ります。

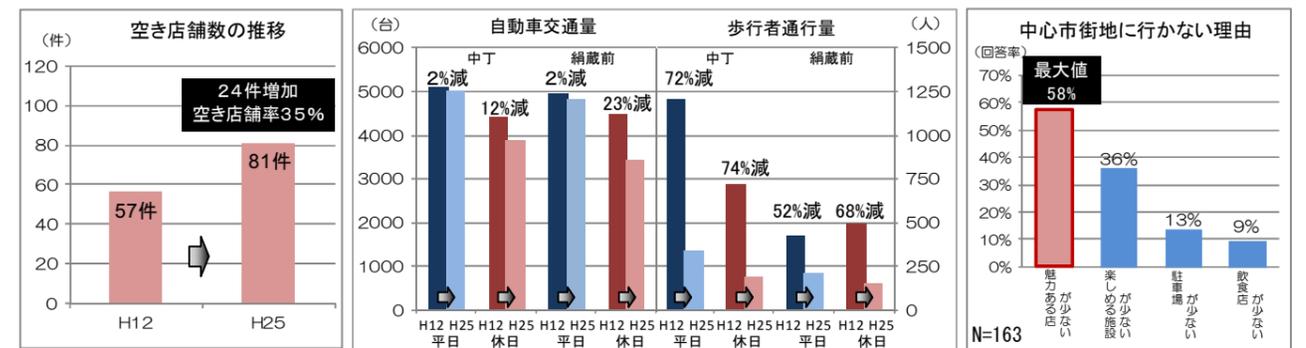
さらに、生活環境整備や中心市街地への居住支援を実施することで、中心市街地の居住地としての魅力を高め、住んでみたいと思わせる居住の場を作り、定住人口の減少に歯止めをかけていきます。

【中心市街地の現状】

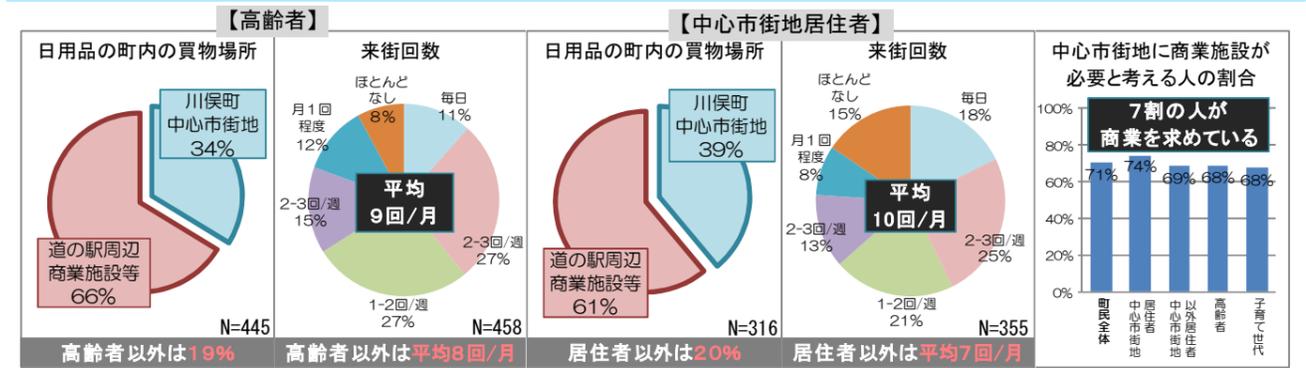
①. 「道の駅」周辺への商業施設立地にもない、町民の購買活動が「道の駅」周辺に移りつつあります。



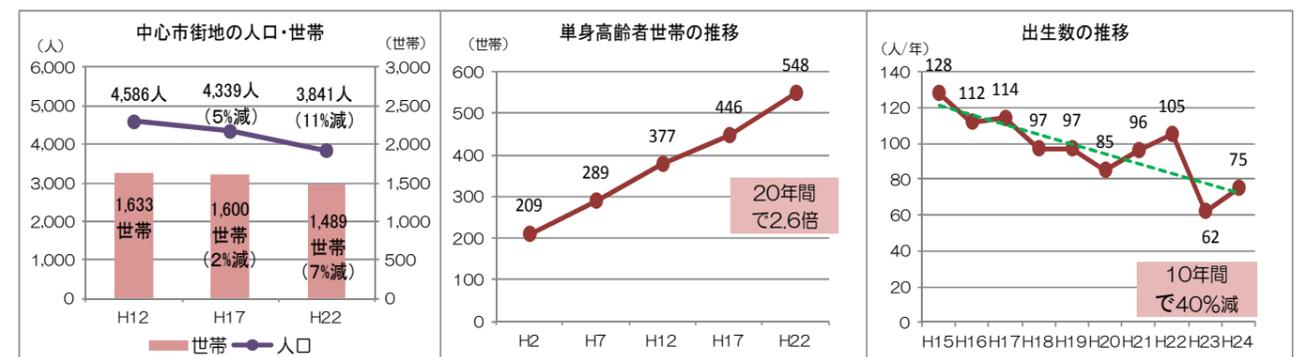
②. 空き店舗の増加が見られ、歩行者量も大幅に減少しています。魅力がある店舗が少ないと感じています。



③. 中心市街地は、高齢者や中心市街地居住者の生活を支えており、商業施設が必要と考えられています。



④. 中心市街地居住者の減少や高齢者一人暮らし世帯の増加、少子化が進行しています。



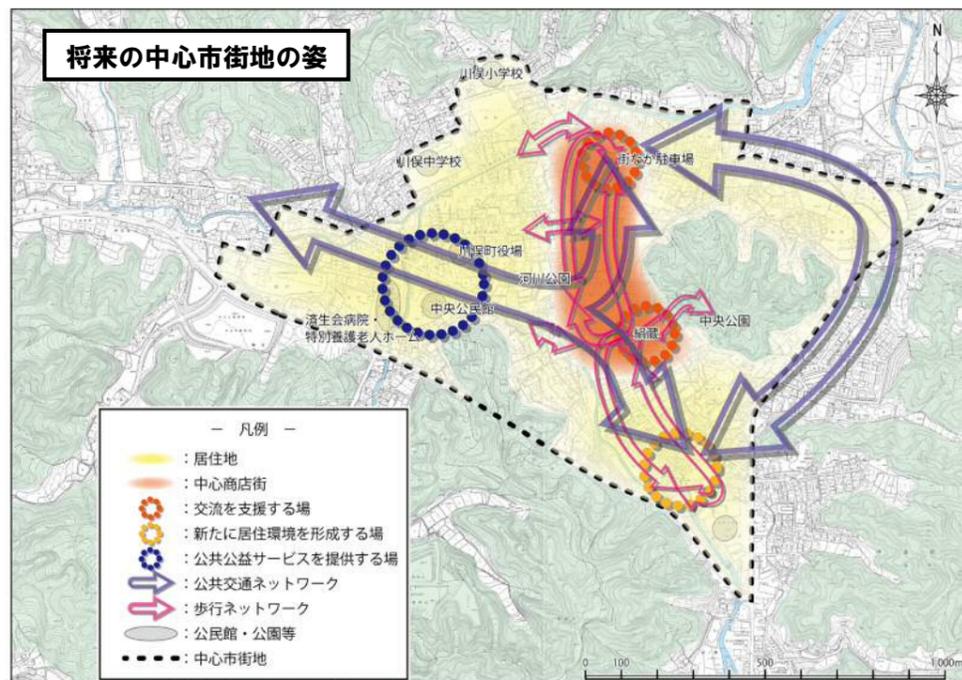
【中心市街地の整備方針(案)】

①人々が交流する場の形成(案)

- 運動や文化活動、語り合いを行う場として、中丁交差点近傍で「屋内遊び場・交流施設」の整備を進めます。なお、旧川俣精練事務所の改築により、未就学児を対象とした「屋内遊び場」を暫定的に整備し、「屋内遊び場・交流施設」の完成後、その機能を統合します。
- 屋外活動を行う場として、花卉の植栽や屋外遊具のリニューアルなど、「中央公園」の機能を充実させていきます。
- 体験学習等の活動を行う場として、中央公園(公園管理事務所)で「体験学習等活動スペース」を確保します。体験学習等スペースは、絹蔵～中央公園間の連携を支援し、各施設間で利用者の交流を促進する役割も果たします。
- 主要な公共公益施設、各商店街や「道の駅」周辺地区への移動を支援する機能として、「街なか循環バス」の運行を進めます。
- 中心商店街での回遊・休憩・交流を促進し、中心商店街と川俣精練跡地の新たな居住地間の安全な移動を支援する空間として、「町道新中町・中道線の歩行空間整備」「広瀬川沿いの町道整備」「空き店舗等を活用した休憩施設の整備」を進めるとともに、地域資源を活かした散策など、回遊を促す仕掛けづくりを行います。
- 街なかの路上駐車解消による歩行環境の向上や中心市街地利用者の利便性を向上させるため駐車場を整備します。
- 商店街の活性化や個店の魅力向上を推進するため、企画立案や実施を行う組織づくり及びその活動を支援します。

②中心市街地での居住を促進する場の形成(案)

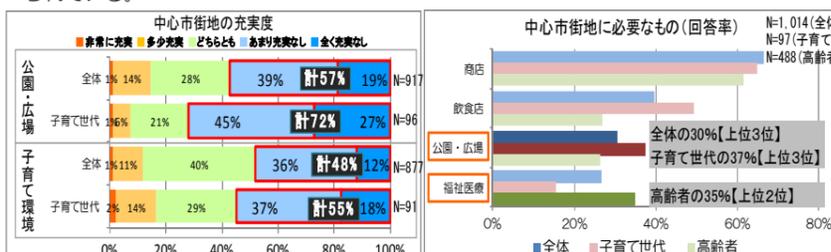
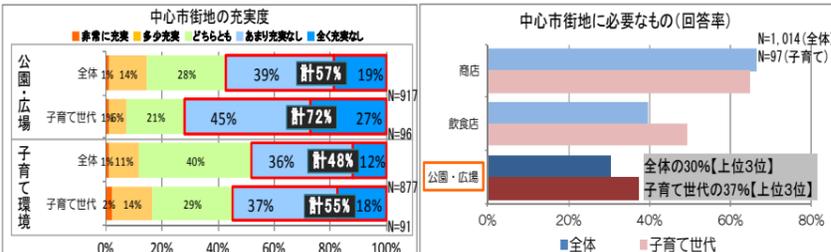
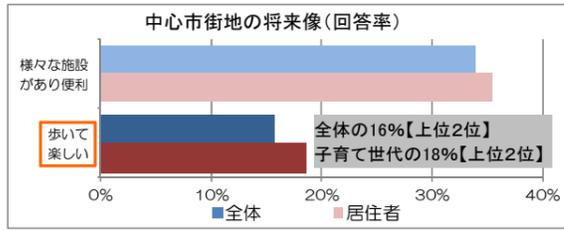
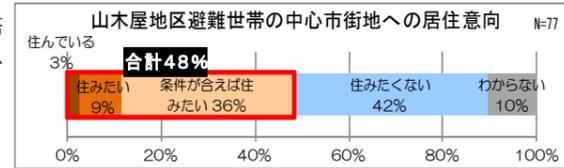
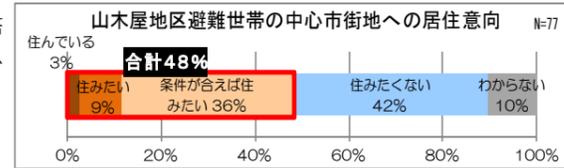
- 新たな居住の受け皿を供給する場として、川俣精練跡地周辺で「復興公営住宅整備」を進めるとともに、「街なか宅地供給支援」により宅地等を供給する事業者を支援します。
- 街なかへの居住意向を高めるため、「空き地・空き家情報の管理・提供」や「戸建取得助成」「家賃助成」等を進めます。
- 周辺公共公益施設と一体となって高いサービスを提供する場として、町役場跡地で「新庁舎」の整備を進めます。
- 生活しやすい環境づくりを進めるため、中心市街地内の移動を容易にする「街なか循環バス」の運行を進めます。
- 住民の健康増進を図るため、日常の散歩を、安全・快適に行える空間として、「町道新中町・中道線の歩行空間整備」「広瀬川沿いの町道整備」「空き店舗等を活用した休憩施設の整備」を進めます。



活性化推進施策

- (1) 多世代交流支援施設整備
- (2) 屋内遊び場整備(暫定整備)
- (8) 中央公園の整備
- (3) 体験学習等活動スペースの確保
- (ii) 街なか循環バスの運行
- (4) 町道整備(広瀬川沿い) <中丁>
- (5) 町道整備(広瀬川沿い) <川原田>
- (6) 側溝整備と合わせた歩行空間整備
- (10) 史跡文化財案内板の設置
- (12) 公共サインの整備
- (i) 空き店舗を活用した休憩施設の設置<空き店舗改装等助成>
- (iii) 史跡文化財案内・ウォーキングマップの作成、設置
- (11) 街なか駐車場整備
- (vii) 中心市街地活性化に向けた体制づくり<活動費等助成>
- 個店の魅力向上や商店街が一体的に取り組む事業メニューの検討
◇商工会や商店会、個店が主体となった取り組みを支援
- (7) 復興公営住宅整備
- (v-1) 街なか宅地供給支援<空き家除却助成①>
- (v-2) 街なか宅地供給支援<空き家除却助成②>
- (v-3) 街なか宅地供給支援<宅地造成助成>
- (iv) 空き地・空き家情報の一元管理
- (vi-1) 街なか定住促進<戸建取得助成>
- (vi-2) 街なか定住促進<家賃助成>
- (vi-3) 街なか定住促進<集合住宅建設助成>
- (9) 新庁舎整備
- (ii) 街なか循環バスの運行
- (4) 町道整備(広瀬川沿い) <中丁>
- (5) 町道整備(広瀬川沿い) <川原田>
- (6) 側溝整備と合わせた歩行空間整備
- (i) 空き店舗を活用した休憩施設の設置<空き店舗改装等助成>

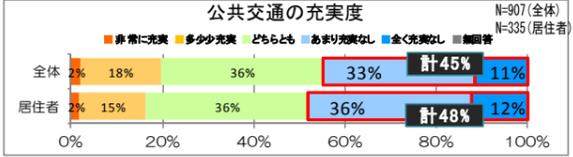
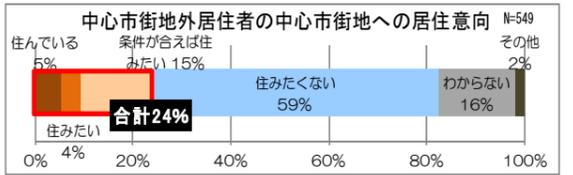
【活性化推進施策】

事業名称	目的	事業概要		事業期間	関係者との連携	備考
		事業内容	事業規模			
1 【新規】 多世代交流支援施設整備	子供が安心して遊び・運動ができる環境を整備し、街なかの賑わい創出を図る。また、町に不足している図書館や高齢者が気軽に利用できる健康増進の場を一体的に整備し、世代間交流やコミュニティ形成を推進しながら街なかの賑わい創出を図る。 ※平成25年度中に、未就学児を対象とした「2. 屋内遊び場整備（暫定整備）」を実施。「1. 多世代交流支援施設」の完成後、機能を統合	・屋内の子供の遊び場を整備 ・図書館機能を整備 ・高齢者がスポーツ活動や文化活動が可能なスペースを確保	敷地面積：約800㎡ 延床面積：約1,600㎡ (遊戯スペース：約600㎡、 図書館スペース：約400㎡、 運動・文化活動スペース：約600㎡) RC造 3階建	平成25年度～ 平成30年度	管理運営は、まちづくり会社や自治会等の各種団体の参画を想定	<p>【町民アンケート結果】</p> <p>・「公園・広場」や「子育て環境」の充実度評価が低く、「公園」「福祉施設」等の整備が求められている。</p> 
2 【新規】 屋内遊び場整備（暫定整備）	子どもが放射線被曝を気にせず遊べる場を暫定的に整備し、子供が安心して遊べる環境を整備する。	・未就学児を対象とした屋内の子供の遊び場を、既存建築物の改築により、暫定的に整備 ※「1. 多世代交流支援施設」の完成後、機能を統合	敷地面積：約800㎡ 延床面積：約400㎡ 既存建築物の改築 2階建	平成25年度	管理運営は、まちづくり会社や自治会等の各種団体の参画を想定	<p>・（自由意見）「高齢者と子供も一緒に話したり遊んだり出来る場所」「子供から高齢者まで利用できるトレーニング施設」の整備要望</p> <p>【上位・関連計画（川俣町次世代育成支援地域行動計画）】</p> <p>・町が中心となり「子育て支援センターの設置」「子どもの居場所づくり」「遊び場・交流空間の整備」等が検討されている</p> <p>【外部要因】</p> <p>・福島第一原子力発電所事故の影響から、安心して遊べる屋内空間の整備が求められている</p>
3 【新規】 体験学習等活動スペースの確保	中心市街地側から中央公園への良好なエントランス及び活動空間を形成し、隣接する絹蔵と連携を図りながら、中心市街地における体験学習等の屋外活動の拠点形成を図る。	・既存建築物のリニューアル（体験学習スペース、トイレ等の整備） ・中心市街地側からのエントランスとしての空間形成（舗装広場・花壇等整備） ・絹蔵でのイベント等とも連携し、公園管理事務所敷地内で様々な体験学習等イベントを実施	整備面積：約900㎡ 建物改築 1棟	平成26年度～ 平成29年度	体験学習等のイベント開催は、まちづくり会社や自治会等の各種団体の参画を想定	<p>【町民アンケート結果】</p> <p>・「公園・広場」や「子育て環境」の充実度評価が低く、「公園」の整備が求められている。</p>  <p>・（自由意見）「中央公園は遊具が古く、暗いイメージ」「中央公園に魅力が少ない」</p>
4 【新規】 町道整備（広瀬川沿い）＜中丁＞	広瀬川の自然環境を活かし、中心市街地の回遊性を高め、居住者の日常の散策等に資するとともに、広瀬川沿いの土地の有効活用を図る。	・広瀬川の河川改修にあわせ、管理用道路を兼ねた町道を整備する。	町道日和田・中丁線道路改良工事 延長：約245m 幅員：4.0m	平成26年度～ 平成27年度	河川改修整備（福島県）に合わせた事業の実施	<p>【町民アンケート結果】</p> <p>・将来像として「歩いて楽しい街」が求められている。（上位2位）</p> 
5 【継続】 町道整備（広瀬川沿い）＜川原田＞	広瀬川の自然環境を活かし、中心市街地の回遊性を高め、居住者の日常の散策等に資するとともに、広瀬川沿いの土地の有効活用を図る。	・広瀬川の河川改修にあわせ、管理用道路を兼ねた町道を整備する。	町道川原田支線1号道路改良工事 延長：約600m 幅員：4.0m	平成25年度～ 平成27年度	河川改修整備（福島県）に合わせた事業の実施	<p>・（自由意見）「道路が狭く歩道がない」「老人にも歩きやすい道路が欲しい」</p> <p>【上位・関連計画（第5次川俣町振興計画）】</p> <p>・平時においては歩行者の安全性確保、緊急時においては避難経路の確保が求められており、「道路網の整備」「道路環境の向上（人にやさしい道づくり等）」が位置づけられている</p>
6 【新規】 側溝整備と合わせた歩行空間整備	中心市街地における排水機能を改善するとともに、段差解消等による歩行性を改善し、中心市街地内の徒歩による回遊性を高める。	・町道鉄砲町・新中町線等において、既設の側溝を改修する。	町道新中町・中道線歩道補修工事 延長：約1,500m 歩行空間スペース：2.0m	平成26年度～ 平成29年度	-	<p>【町民アンケート結果】</p> <p>・山木屋地区避難世帯の回答者の48%が中心市街地への居住可能性を示している。</p>  <p>【上位・関連計画（第一次福島県復興公営住宅整備計画）】</p> <p>・原子力災害により避難指示を受けている山木屋地区の方の居住の場が求められており、福島県が中心となって、低廉な家賃で入居が可能な復興公営住宅の整備が進められている</p>
7 【新規】 復興公営住宅整備	山木屋地区の避難者を対象とした復興公営住宅を整備し、避難者の居住の安定を図る。また、敷地内にポケットパークや集会所を整備し、居住者のコミュニティの維持・形成を推進し、避難者の居住の安定を図る。 ※平成25年度中に、旧川俣精練事務所を活用し、未就学児を対象とした「2. 屋内遊び場整備（暫定整備）」を実施。当該施設は、「1. 多世代交流支援施設」の完成後、機能を統合	・復興公営住宅（戸建て）の整備 ・ポケットパークの整備 ・集会所の整備 ・外周道路の整備	復興公営住宅（戸建て、家庭菜園付き）：25戸 ポケットパーク：面積 約●●㎡ 集会所：延床面積 約●●㎡ 外周道路：延長 約●●m 幅員 ●●m	平成25年度～ 平成26年度	-	<p>【町民アンケート結果】</p> <p>・山木屋地区避難世帯の回答者の48%が中心市街地への居住可能性を示している。</p>  <p>【上位・関連計画（第一次福島県復興公営住宅整備計画）】</p> <p>・原子力災害により避難指示を受けている山木屋地区の方の居住の場が求められており、福島県が中心となって、低廉な家賃で入居が可能な復興公営住宅の整備が進められている</p>

：①人々が交流する場の形成（案）に係わる施策 ：②中心市街地での居住を促進する場の形成（案）に係わる施策

事業名称	目的	事業概要		事業期間	関係者との連携	備考
		事業内容	事業規模			
8 【継続・拡充】 中央公園の整備	町民と協力しながら、花卉等の植栽を充実させることで中心市街地における新たな名所としていくほか、屋外の子供の遊び場としての機能の充実を図ることで子供が集まる場を形成し、中心市街地の機能を高め、来街を促進する。	・除染を進めるとともに屋外遊具をリニューアルし、屋外の子供の遊び場を確保する。 ・町民と協働で園内の清掃や花卉等の植栽充実を図り、市街地の緑を活用した新たな名所をつくる。(活動団体の組織化)	既存屋外遊具のリニューアル：1式 維持管理の充実 面積：5.5ha	平成25年度～平成30年度以降	町民(個人・団体)の参画による維持管理の充実	【町民アンケート結果】 ・「公園・広場」や「子育て環境」の充実度評価が低く、「公園」の整備が求められている。
9 【新規】 新庁舎整備	町民の安全・安心の確保、住民サービスの向上等を図るため、防災拠点機能を有し、広く町民に利用され親しまれる庁舎、地域復興のシンボルとなる新庁舎を建設する。	東日本大震災により被災し、解体撤去された庁舎の建替え。	延床面積(約3,800㎡) 敷地面積(約11,000㎡) 3F 鉄筋コンクリート	平成25年度～平成27年度	—	【上位・関連計画(川俣町新庁舎建設基本計画)】 ・住民の利便性の確保と行政事務の回復及び効率化が求められており、町が中心となって、新庁舎の建設に向けた検討が進められている
10 【新規】 史跡文化財案内板の設置	中心市街地及び周辺の史跡・文化財の案内板を整備し、郷土愛を高め、街なかの地域資源を活かし中心市街地の回遊や散策を促す。	・中心市街地及び周辺の史跡・文化財の案内板を設置 ・「12. 公共サインの整備」「iii. ウォーキングマップの作成」と連携し、街なかでの散策を促進	大型案内板：1基	平成26年度～平成27年度	基本計画段階で住民や商店会等と連携し、記載内容等を企画 住民主体のウォーキングマップ作成等のソフト施策と連携	【町民アンケート結果】 ・将来像として「歩いて楽しい街」が求められている。(上位2位) ・(自由意見)「歴史的建造物の見学」「住民協力による歴史的な蔵の見学」の要望 ※中心市街地での散策を促進するため、基盤整備(歩行空間整備)・ソフト整備(ウォーキングマップ)と連動した施策展開
11 【新規】 街なか駐車場整備	商店会を通じ駐車場を借り上げ、街なか駐車場として供用することで、路上駐車解消による歩行環境の向上や中心市街地利用者の利便性確保を図る。また、賃料の一部は、まちづくり活動に還元を図る。	・商店会から駐車場を借り上げ、維持管理費と併せて賃料を支払い、費用の一部をまちづくり活動に還元	駐車場借り上げ：3箇所(10マス×3箇所) 賃料・管理費(5年間限定) 5千円/月・マス×30×12ヶ月＝180万円/年	平成26年度～平成30年度	商店会が主体となり、位置選定や交渉を実施した上で、町が借り上げ まちづくり活動への還元についての同意	【町民アンケート結果】 ・「駐車場」の充実度評価が低く、「駐車場」の整備が求められている。(上位5位) ・(自由意見)「駐車場が少ない」「共同駐車場の整備」
12 【新規】 公共サインの整備	中心市街地の主要施設や地域資源を案内する案内誘導板を整備し、来街者を的確に案内誘導する。また、散策コースに距離標を整備し、居住者の健康づくり(ウォーキングや散策)を促す。なお、設置する案内サインのデザインは統一し、景観に配慮する。	・案内サインのデザイン検討 ・主要施設や地域資源の案内誘導板を整備 ・散策コースに距離標を整備 ・「10. 史跡文化財案内板の設置」「iii. ウォーキングマップの作成」と連携	案内誘導板：20基 距離標：20基	平成26年度～平成30年度	基本計画段階で住民や商店会等と連携し、記載内容等を企画 住民主体のウォーキングマップ作成等のソフト施策と連携	【町民アンケート結果】 ・将来像として「歩いて楽しい街」が求められている。(上位2位) ※中心市街地での散策を促進するため、基盤整備(歩行空間整備)・ソフト整備(ウォーキングマップ)と連動した施策展開 【上位・関連計画(第5次川俣町振興計画)】 ・訪問者や散策している方が迷わないような案内・サインが求められており、「分かりやすい公共サインの整備」が位置付けられている

: ①人々が交流する場の形成(案)に係わる施策
 : ②中心市街地での居住を促進する場の形成(案)に係わる施策

事業名称	目的	事業概要		事業期間	関係者との連携	備考	
		事業内容	事業規模				
i	【継続】 空き店舗を活用した休憩施設の設置 <空き店舗改装等助成>	商店街利用者や街なか散策者を対象とした休憩施設を商店会等が主体となり設置し、中心市街地の回遊性向上を図る。	・空き店舗を活用してベンチを設置するなど、商店会等が主体となった休憩施設設置を助成 ・「iii. ウォーキングマップの作成」と連携	【空き店舗改装等助成】 5年間で3箇所 【賃料・管理費助成】 5年間で3箇所	平成 26 年度～ 平成 30 年度	商店会等が主体となった計画策定と整備 商店主が主体となり、店先へのベンチの設置 ※協力店舗等については、街なか休憩施設に位置づけ、散策マップ等にも掲載 商店会等が連携し店先や休憩施設を活用した街なかギャラリー開催等の有効活用を検討	【町民アンケート結果】 ・(自由意見)「空き店舗が多い」「空き店舗の再利用(オープンスペース化 等)」 【商工ワークショップ結果】 ・「空き店舗等を活用し、買い物や散策の際に気軽に休憩等ができる施設を設置することで、中心商店街を利用してもらう」という施策案が出された 【上位・関連計画(第5次川俣町振興計画)】 ・中心市街地の賑わいの創出が求められており、「川俣町空き店舗活用事業による空き店舗の活用促進」が位置付けられている
ii	【新規】 街なか循環バスの運行	中心市街地及び周辺の公共施設や金融機関、医療機関等の主要施設を連絡する循環バスを運行し、街なかの円滑な移動を支援し、利便性向上を図る。	・街なか循環バスの運行	1 ルートをマイクロバス1台で運行(運転手2名)	平成 26 年度～ 平成 31 年度以降	住民や商店会等の参画による計画策定(ルート・停留所等) 運送事業者の合意・参画	【町民アンケート結果】 ・「公共交通」の充実度評価が低い  ・(自由意見)「町内・外の移動手段の充実」「高齢者が利用しやすいバス」の要望
iii	【新規】 史跡文化財案内・ウォーキングマップの作成、設置	中心市街地内の史跡や文化財等の地域資源や休憩施設、移動距離等を記したマップを作成し、街なかの散策や健康づくりを促進する。	・マップ作成及び配布 ・マップの内容は、商店会等の住民組織と協働で作成 ・日常の散策コースに供する道路は、商店会等が情報収集を実施 ・「10. 史跡文化財案内板の設置」「12. 公共サインの整備」と連携	マップ作成・印刷・更新	平成 26 年度～ 平成 30 年度以降	商店会や市民団体等と協働による計画策定(企画)・更新 商店主や商店会等の積極参加による配布	【町民アンケート結果】 ・「歴史的建造物の見学」「住民協力による歴史的な蔵の見学」等の意見が挙げられた 【商工ワークショップ結果】 ・「中心商店街をからめた散策コースマップを作成することで、中心商店街を利用してもらうほか、町の健康増進施策としていく」という施策案が出された
iv	【新規】 空き地・空き家情報の一元管理	中心市街地内の空き地や空き家の情報を一元管理し、新規事業者や居住者に対し情報提供を図ることで、空き地や空き家の活用促進を図る。	・空き家の除却、空き地の活用に向けた意識啓発を図るため、地域住民を対象とした相談会を開催 ・登録を募り、空き地・空き家情報を収集 ・収集した情報を、町やまちづくり会社等が一元管理し、情報提供	【相談会開催】 5年間で2回 【登録募集・情報発信・データ管理】 まち会社を主体とする場合は委託料	平成 26 年度～ 平成 31 年度以降	まちづくり会社等の企画参画とデータ管理 商店会等の積極的な参画(情報収集、活用のための情報発信)	
v-1	【新規】 街なか宅地供給支援 <空き家除却助成①>	中心市街地における宅地供給に関する費用の一部を助成し、民間活力による宅地供給を促し中心市街地の定住促進を図る。(空き家除却費助成)	・中心市街地内で宅地供給を行う事業主に対し、空き家の除却費の一部を助成	5年間で50棟	平成 26 年度～ 平成 30 年度	居住者や地権者等への周知	【町民アンケート結果】 ・中心市街地外の居住者の24%が中心市街地への居住可能性を示している。  ・(自由意見)「住宅整備が必要」「賃貸住宅の賃料が高い」 【商工ワークショップ結果】 ・「空き地・空き家情報を一元管理・情報提供することで、居住や商業活動への活用を促進する」という施策案が出された
v-2	【新規】 街なか宅地供給支援 <空き家除却助成②>	中心市街地における宅地供給に関する費用の一部を助成し、民間活力による宅地供給を促し中心市街地の定住促進を図る。(空き家除却費助成)	・中心市街地内で宅地供給を行う事業主に対し、空き家の除却費の借入金について借入利率の1/2を3年間利子補給	3年間で50棟	平成 26 年度～ 平成 29 年度	-	
v-3	【継続・拡充】 街なか宅地供給支援 <宅地造成助成>	中心市街地における宅地供給に関する費用の一部を助成し、民間活力による宅地供給を促し中心市街地の定住促進を図る。	・中心市街地内で分譲宅地を造成する事業主に対し、造成費の借入金について、1億円を限度に借入利率の1/2(既存制度では1/3)を3年間利子補給 ・また、3,000㎡以下の分譲宅地を造成する事業主には、道路整備及び水道管設置に関する経費として、舗装面積に対し3,000円/㎡を助成	3年間で20区画を想定(7,000㎡程度)	平成 28 年度～ 平成 30 年度	事業者への周知	

①人々が交流する場の形成(案)に係わる施策

②中心市街地での居住を促進する場の形成(案)に係わる施策

事業名称	目的	事業概要		事業期間	関係者との連携	備考	
		事業内容	事業規模				
ソフト施策	vi-1 【継続】 街なか定住促進 <戸建取得助成>	中心市街地への転入者に対する助成を行い、中心市街地における定住促進を図る。	・中心市街地で戸建住宅を取得し居住する世帯に対し取得費用の一部を助成 ※川俣町林業等活性化対策推奨金交付制度の適用	5年間で20戸 延床面積3,000円/㎡	平成26年度～ 平成30年度以降	—	<p>【町民アンケート結果】</p> <p>・中心市街地外の居住者の24%が中心市街地への居住可能性を示している。</p> <p>・「住宅整備が必要」「賃貸住宅の賃料が高い」等の意見が挙げられた</p> <p>【商工ワークショップ結果】</p> <p>・「空き地・空き家情報を一元管理・情報提供することで、居住や商業活動への活用を促進する」という施策案が出された</p>
	vi-2 【継続】 街なか定住促進 <家賃助成>	中心市街地への転入者に対する助成を行い、中心市街地における定住促進を図る。	・中心市街地内の賃貸住宅への転入者に対し家賃の一部を助成 ※新婚世帯定住奨励金、Uターン者定住奨励金制度の適用	5年間20戸 助成期間3年	平成26年度～ 平成30年度以降	賃貸物件所有者や仲介業者への周知	
	vi-3 【新規】 街なか定住促進 <集合住宅建設助成>	中心市街地において住宅供給を行う事業者に対する助成を行い、中心市街地における定住促進を図る。	・中心市街地内で集合住宅を建設する事業主に対し、整備費の借入金について、1億円を限度に借入利率の1/2を3年間利子補給	3年間で20戸供給を想定	平成28年度～ 平成30年度	事業者への周知	
	vii 【新規】 中心市街地活性化 に向けた体制づくり <活動費等助成>	中心市街地の活性化や個店の魅力向上に資する各種取り組みについて、まちづくり会社を中心とした企画立案・調整・実施を行う組織づくりを行い、商店会等の活動を支援する。	・中心市街地の活性化や個店の魅力向上に資する各種取り組みについて、まちづくり会社を中心とした企画立案・調整・実施（各種補助事業の活用）を行う組織づくり	組織化及び活動費への助成	平成26年度～ 平成30年度以降	まちづくり会社を中心とした企画立案・調整・実施を行う組織に対し、商店会、商工会、行政の積極的な参加・支援が必要	

■ : ①人々が交流する場の形成（案）に係わる施策

■ : ②中心市街地での居住を促進する場の形成（案）に係わる施策

中心市街地活性化に係る施策（案）

— その他、ハード事業 —

- 11. 街なか駐車場整備**
 ⇒路上駐車解消と利便性向上を図るため、商店街に無料の駐車場を整備
 ⇒駐車場は、商店会から借り上げて確保し、賃料及び維持管理費を支払
 ⇒維持管理費は、商店会のまちづくり活動資金として活用
 【居住環境向上に活用】
 ・休憩施設運営、子どもの一時預り等
 【商店街活性化に活用】
 ・職業体験、チャレンジショップ、各種イベント等
- 12. 公共サインの整備**
 ⇒来街者を的確に案内・誘導するため、公共サインを整備
 ⇒「10. 史跡文化財案内板の設置」「iii. ウォーキングマップの作成」と連携し、散策コース上に距離票を設置

— その他、ソフト事業 —

- iii. 史跡文化財案内板の作成・設置**
 ⇒健康ウォーキングや史跡等巡りを支援し、郷土愛の醸成を図るため、史跡・文化財等のほか、移動距離を明示したマップを作成・設置
 ⇒ウォーキングマップは、商店会等の住民組織と協働で決定
 ※日常の散策コースに供する道路は、商店会等が情報収集を実施
 ⇒「10. 史跡文化財案内板の設置」「12. 公共サインの整備」「i. 空き店舗を活用した休憩施設の設置」と連携し、街なかでの散策を促進
- iv. 空き地・空き家情報の一元管理**
 ⇒空き家の撤去、空き地の活用に向けた意識啓発を図るため、地域住民を対象とした相談会を開催
 ⇒空き地・空き家の活用促進を図るため、希望者を対象とした、登録制の空き地・空き家情報を一元管理
 ⇒収集した情報は、町またはまちづくり会社等が管理する。まちづくり会社が管理する場合、町が活動資金の一部を助成

- v. 街なか宅地供給支援**
 ⇒街なかでの定住促進を図るため、空き家の除却や空き地等の宅地整備に対し、事業費の一部を助成
- 1) 空き家の除却助成①**
 ・住宅供給を行う事業主に対し、空き家除却費の一部を助成
- 2) 空き家の除却助成②**
 ・住宅供給を行う事業主に対し、空き家除却費の借入金の利子を補給
- 3) 宅地造成助成**
 ・宅地整備を行う事業者に対し、造成費の借入金の利子を補給
 ・道路整備等の経費を助成
- vi. 街なか定住促進**
 ⇒街なかでの定住促進を図るため、転入者や住宅供給者を助成
- 1) 戸建取得助成**
 ・戸建住宅を取得し居住する世帯に取得費用の一部を助成
- 2) 家賃助成**
 ・賃貸住宅の転入者に対し家賃の一部を助成
- 3) 集合住宅建設助成**
 ・集合住宅建築主に対し建設費の借入金の利子を助成
- vii. 中心市街地活性化に向けた体制づくり<活動費等助成>**
 ⇒中心市街地の活性化や個店の魅力向上に資する各種取り組みについて、まちづくり会社を中心とした企画立案・調整・実施を行う組織づくりを行い、商店会等の活動を支援

4. 町道整備（広瀬川沿い）<中丁>
 ⇒広瀬川の管理用道路となるほか、周辺居住者の日常の散策に供する道路として、町道を整備
 ⇒「i. 空き店舗を活用した休憩施設の設置」と連携することで、散歩をする方を商店街へ誘導し、交流促進を図る

9. 新庁舎整備
 ⇒東日本大震災により被災し、解体撤去された庁舎の建替え

i. 空き店舗を活用した休憩施設の設置<空き店舗改装等助成>
 ⇒商店街利用者のほか、散歩をする方を対象とし、商店街での交流促進を図るため、商店会等が主体となり、休憩施設を設置
 ⇒「iii. ウォーキングマップの作成」と連携し、ウォーキングマップに休憩施設を掲載

1. 多世代交流支援施設整備
 ⇒子どもが安心して遊び・運動ができる環境の整備
 ⇒世代間交流やコミュニティ形成を促進するため、文化機能や高齢者等が気軽に利用できる健康増進の場を一体的に整備
 【導入機能】
 ・遊戯スペース ・図書館機能
 ・文化活動スペース ・運動スペース

ii. 街なか循環バスの運行
 ⇒街なかの円滑な移動を支援し、街なか利用者の利便性向上を図るため、町役場や金融機関等の中心市街地及び周辺の主要施設を結ぶ街なか循環バスを運行

8. 中央公園の整備
 ⇒子育て支援のほか、中央公園の利用促進を図るため、既存屋外遊具をリニューアル
 ⇒公園内の清掃など、維持・管理に合わせ、街なかの新たな名所づくりを目的とし、花卉の植栽を地域住民と協働で進める

3. 体験学習等活動スペースの確保
 ⇒既存の建築物を除却するほか、体験学習等の活動スペースとして整備
 ⇒絹蔵でのイベント等とも連携し、公園管理事務所敷地内で様々な体験学習等イベントを実施
 ⇒街なか側の中央公園入り口を兼ね、中央公園の利用促進に寄与

6. 側溝整備と合わせた歩行空間整備
 ⇒排水機能の改善のほか、商店街の回遊を促進するため、歩行空間を整備

2. 屋内遊び場整備（暫定整備）
 ⇒子どもが放射線被曝を気にせず遊べる屋内の遊び場を、既存建築物の改築により、暫定的に整備

7. 復興公営住宅整備
 ⇒山木屋地区の避難者を対象とし、居住の安定を図るため、災害公営住宅を整備
 ⇒敷地内に、居住者のコミュニティの維持・形成に資するポケットパークや集会所を設置
 ⇒居住者の生活利便性向上を図るため、敷地外周に町道を整備

10. 史跡文化財案内板の設置
 ⇒地域資源を活用し、郷土愛の醸成を図るため、町内の史跡・文化財の案内板を設置
 ⇒「12. 公共サインの整備」「iii. ウォーキングマップの作成」と連携し、街なかでの散策を促進

5. 町道整備（広瀬川沿い）<川原田>
 ⇒広瀬川の管理用道路となるほか、周辺居住者の日常の散策に供する道路として、町道を整備

— 凡例 —
 ■ : ハード事業
 ■ : ソフト事業



商工業者ワークショップの結果概要と施策への反映

テーマ：中心市街地の活性化に向けた取り組みについて考える

【開催概要】

日時	内容	結果の概要	
第1回 H25.6.26 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・目的の理解 ・町民意向の把握 ・前計画の把握 ・活性化に向けた課題、方向性検討 	【定住の方向性】 ◇人を住まわす取り組み ◇若い人が住める環境づくり	【誘客の方向性】 ◇ターゲットの絞り込み ◇入店しやすい雰囲気や個店の経営維新 ◇中心市街地全体で統一的に取り組む ◇町外から人を呼び込む ◇中心市街地の移動手手段の確保
第2回 H25.7.10 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・考えられる施策を抽出 	【居住環境向上】 ◇住宅整備（新規・リフォーム）助成・支援 ◇街中のバリアフリー ◇人が集い・交流する場所づくり ◇働く場づくり	【誘客】 ◇後継者育成 ◇個店相互の連携（他店の紹介） ◇既存イベントの効果を高める ◇交流の場を点在させる
第3回 H25.7.25 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・民間で実施可能な施策の内容を検討 	【居住環境向上】 ◇散策路づくり（交流） ◇高齢者による子供見守り ◇空き地、空き家活用のための情報提供	【誘客】 ◇新たな商業者育成 ◇空き店舗を利用した活動空間 ◇イベントの効果を高める ◇店先を使った展示等
第4回 H25.8.7 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施可能な施策（案）の作成 ：実施主体、実現可能性の検討 	【居住環境向上：実現可能施策】 ①散策コース作成 ・コースづくり、休憩スペース、AED 設置 ②高齢者による子供見守り体制づくり ③空き地、空き家の情報把握、発信	【誘客：実現可能施策】 ④イベントの効果を高めるための統一的な取り組み ・企画、参加、協力体制づくり



【結果の反映】

ワークショップの提案	意見を反映した活性化推進施策
①	i. 空き店舗を活用した休憩施設の設置<空き店舗改装等助成> iii. 史跡文化財案内・ウォーキングマップの作成、設置 4. 町道整備（広瀬川沿い）<中丁> 5. 町道整備（広瀬川沿い）<川原田> 10. 史跡文化財案内板の設置 12. 公共サインの整備
②	1. 多世代交流支援施設整備 3. 体験学習等活動スペースの確保
③	iv. 空き地・空き家情報の一元管理
④	i. 空き店舗を活用した休憩施設の設置<空き店舗改装等助成> vii. 中心市街地活性化に向けた体制づくり<活動費等助成>

商工業者ワークショップにおける施策提案

①居住環境の向上について

